|  |
| --- |
| **介護情報・研修センター事業**  **に係る企画提案公募要領** |

大阪府では、府域における介護技術の向上を図り、良質な介護サービスを提供することができる質の高い人材を安定的に確保・育成することを目的に「介護情報・研修センター事業」を実施しています。

この事業については、民間事業者等の知識やノウハウ等を活用し、より効果的・効率的に実施するため、仕様書に定める業務を受託する事業者を企画提案公募により募集します。

本事業は、「令和４年度大阪府の予算の成立」を前提に実施される事業です。

そのため、大阪府の予算が成立しない場合には、提案を公募したことに留まり、いかなる効力も発生しません。

**１　事業名**

介護情報・研修センター事業

1. 事業の趣旨・目的

本事業は、(1)福祉用具等を活用した研修や住宅改修等に関する研修(2)介護技術や住宅改修等に関する相談対応(3)福祉用具等に関する情報提供を効果的かつ効率的に実施することにより、府域における介護技術の向上及び介護の理解促進を図り、良質な介護サービスを提供することができる質の高い人材を安定的に確保・育成することを目的とする。

|  |  |
| --- | --- |
| 業務内容 | 対象者 |
| (1)研修業務 | 介護・福祉等の専門職員や市町村職員 |
| (2)相談業務 | 介護・福祉等の専門職員や市町村職員、府民 |
| (3)福祉用具等に関する情報  提供業務 | 介護・福祉等の専門職員や市町村職員、府民、学校の生徒等 |

(2) 事業概要

　　別紙「業務委託仕様書」のとおり

　(3) 委託上限額

　１２，０８８，０００円（税込）

**２　スケジュール**

　令和４年２月18日（金曜日） 　 　　 　公募開始

　令和４年２月25日（金曜日）　 　　　　　説明会開催

　令和４年３月４日（金曜日）午後５時 　 質問受付締切

　令和４年３月18日（金曜日）午後５時 　 提案書類提出締切

　令和４年３月下旬 （予定）　　　　　 　　選定委員会

　令和４年４月中旬 （予定）　　　　　　 契約締結

　令和４年４月下旬 （予定）　　　　　　 事業開始

　令和５年３月31日（金曜日）　 事業終了

**３　公募参加資格**

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」

という。）であること。

なお、共同企業体で参加する者にあっては、構成員全員が該当すること。

(1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

ア　成年被後見人

イ　民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第３条第３項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者

ウ　被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの

エ　民法第17条第１項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

オ　営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

カ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

キ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第32条第１項各号に掲げる者

ク　地方自治法施行令第167条の４第２項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(2)　民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第１項又は第２項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第１項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第１項又は第２項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第１項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

　(3)　府の区域内に事業所を有する者にあっては、府税に係る徴収金を完納していること。

(4)　府の区域内に事業所を有しない者にあっては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近１事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。

(5)　消費税及び地方消費税を完納していること。

(6)　大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。

(7)　次のアからウのいずれにも該当しない者であること。

ア　大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和２年大阪府規則第61号。以下「暴力団排除措置規則」という。）第３条第１項に規定する入札参加除外者（以下「入札参加除外者」という。）

イ　暴力団排除措置規則第９条第１項に規定する誓約書違反者（以下「誓約書違反者」という。）

ウ　暴力団排除措置規則第３条第１項各号のいずれかに該当すると認められる者

(8) 府を当事者の一方とする契約（府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。）に関し、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第２条第４項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。）を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者でないこと。

**４　応募の手続き**

本事業の提案に参加を希望する者の受付手続等は、以下のとおりです。

「３　公募参加資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出してください。

(1)　公募要領の配布及び応募書類の受付

　　 ア　配布期間

　　　　 令和４年２月18日（金曜日）から令和４年３月18日（金曜日）まで

　　 イ　配布方法

　　　　 福祉人材・法人指導課ホームページ

(<https://www.pref.osaka.lg.jp/houjin/teiankoubo/index.html>)からダウンロ

ードしてください。（郵送による配布は行いません。）

ウ　受付期間

　　　 　令和４年３月１日（火曜日）から令和４年３月18日（金曜日）まで

　　　 　（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後５時まで）

　 　エ　提出方法・提出場所

書類は必ず持参してください。（郵送による提出は認めません。）

　　　 　大阪府福祉部地域福祉推進室福祉人材・法人指導課人材確保グループ

　　　　 住　　所：〒540-0008 大阪市中央区大手前３丁目２－12　大阪府庁別館８階

　　　 　電話番号：06-6944-8950

オ　費用の負担

　　 　応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

(2) 応募書類

ア　応募申込書（様式１：正本１部　副本７部）

　 イ 企画提案書（様式２：正本１部　副本７部）

　　 ウ　応募金額提案書（様式３：正本１部　副本７部）

　　 エ　共同企業体で参加の場合

1. 共同企業体届出書（様式４：１部）
2. 共同企業体協定書（写し）（様式５：１部）
3. 委任状（様式６：１部）
4. 使用印鑑届（様式７：１部）

オ　誓約書（参加資格関係）（様式８：１部）

カ　定款又は寄付行為の写し（１部）（原本証明してください。）

キ ①法人登記簿謄本（１部）

・法人の場合に提出してください。

・発行日から３カ月以内のもの

　 　②本籍地の市区町村が発行する身分証明書（１部）

・個人の場合に提出してください。

・発行日から３カ月以内のもの

・準禁治産者、破産者でないことが分かるもの

　　　　 ③法務局が発行する成年後見登記に係る登記されていないことの証明（１部）

・個人の場合に提出してください。

・発行日から３カ月以内のもの

・「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」ことの証明

　　 ク　納税証明書（各１部）（未納がないことの証明：発行日から３カ月以内のもの）

①大阪府の府税事務所が発行する府税（全税目）の納税証明書

　　　　　・大阪府内に事業所がない方は、本店を管轄する都道府県税事務所が発行するも

のに代えます。

　　　 　②税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書

　　ケ　財務諸表の写し（１部：最近１カ年のもの、半期決算の場合は２期分）

1. 貸借対照表
2. 損益計算書
3. 株主資本等変動計算書

　　コ　障害者雇用状況報告書の写し（１部）

　　　　a　常用雇用労働者数が43.5人以上の事業主の場合

・「障害者の雇用の促進等に関する法律」により事業主（常用雇用労働者数が43.5人以上)に義務化されている｢障害者雇用状況報告書（様式第６号）｣の写し

・令和３年６月１日現在の状況について記載したもので本店所在地管轄の公共職業安定所に提出済で受付印のあるもの

・インターネットによる報告をした場合は、受付印は不要ですが、到達を確認できる書類を併せて提出してください。

b　常用雇用労働者の総数が43.5人未満の事業主の場合

（「様式10　障がい者の雇用状況について」１部）

　　サ　ひとり親家庭の親の雇用状況に関する報告書（様式11：１部）

　　シ　生活困窮者自立相談支援機関利用証明書（様式12：１部）

　　　　　・自立相談支援機関が発行しているもの

　　　　※コ～シは、雇用の実績がある場合のみ提出してください。

(3) 応募書類の返却

　　 応募書類は理由の如何を問わず、返却しませんのでご了解ください。

　　 なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

(4) 応募書類の不備

　　 応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。

(5) その他

　 ア　応募は１者１提案とします（共同企業体構成員として参加する場合を含む）。

　　イ　応募書類はカラー、モノクロ（白黒）のいずれでも構いません。

　　ウ　応募書類の提出に際しては、正本、副本（正本のコピーと同色）それぞれ１セットずつＡ４ファイルに綴って提出してください。応募書類は電子媒体（CD－R等）での提出(１枚)も併せてお願いします。

　　エ　表紙及び背表紙には提案事業タイトルと提案団体名を記入してください。

　　　　＜記入例＞「介護情報・研修センター」提案書

　　　　　　　　　株式会社○○（法人名）

　　オ　書類提出後の差し替えは認めません（大阪府が補正等を求める場合を除く）。

　　カ　提出書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとします。

**５　説明会の開催**

　(1) 開催日時

　　　令和４年２月25日（金曜日）　午前10時30分から午前11時30分まで

　　　※本事業への提案の参加を希望する者はできる限り説明会への出席をお願いします。

　(2) 開催方法

　　　Microsoft Teamsによりオンラインで実施します。

　　　参加URLは説明会申込された電子メールアドレス宛てに送信します。

(3) 申込方法

　　　・参加申込書（様式13）に必要事項を記入の上、電子メールでお申込みください。

※電子メールアドレス：jinhoug01@gbox.pref.osaka.lg.jp

　　　・電子メールの件名は「【説明会申込】介護情報・研修センター事業（法人名）」と明記してください。

・電子メール送信後、必ず電話連絡（06-6944-8950）をお願いします。

（電話連絡：午前10時から午後５時まで。ただし、土曜日及び日曜日・祝日を除きます。）

※電子メール以外（口頭、電話等）による申し込みは受け付けません。

　　　　※本公募要領等資料は事前に福祉人材・法人指導課のホームページ

(<https://www.pref.osaka.lg.jp/houjin/teiankoubo/index.html>)からダウンロ

ードの上、印刷してください。

(4) 説明会への申込期限

　　　令和４年２月24日（木曜日）午後５時まで

**６　質問の受付**

(1)　受付期間

令和４年３月１日（火曜日）から令和４年３月４日（金曜日）午後５時まで

(2)　提出方法

　ア「介護情報・研修センター事業」に関する 企画提案公募 質問書（様式14）に必要事項を記入の上、電子メールで提出してください。

※電子メールアドレス：jinhoug01@gbox.pref.osaka.lg.jp

イ　メールの「件名」と「添付ファイル名」は、「質問：介護情報・研修センター事業（法人名）」と明記してください。

ウ　電子メール送信後、必ず電話連絡（06-6944-8950）をお願いします。

　　　　（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後５時まで）

　　エ　電子メール以外（口頭、電話等）による質問は受け付けません。

オ　質問への回答は、令和４年３月11日（金曜日）までに福祉人材・法人指導課ホームページ(<https://www.pref.osaka.lg.jp/houjin/teiankoubo/index.html>)に掲示し、個別には回答しません。

**７　審査の方法**

(1) 審査方法

　ア　(2)の審査基準に基づき、外部委員で構成する選定委員会による審査を行い、最優秀提案者（及び次点者）を決定します。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、(2)審査基準の「５価格点」の配点が最も高い者を最優秀提案事業者とします。

イ　審査は、書類審査及びプレゼンテーション審査により行います。プレゼンテーション審査の日時については、応募者全員に電子メールで連絡します。

ウ　プレゼンテーションにはプロジェクター等の機材は使用できませんのでご了承ください。

エ　最優秀提案者の評価点が、審査の結果、100点満点中60点以下の場合は採択しません。なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

　オ　最優秀提案者は特別の理由がないかぎり、契約交渉の相手方に決定します。

(2）審査基準

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 審査項目 | 審査内容 | | 配点 |
| １ | 事業の目的及び  業務内容の理解度 | 事業の趣旨・目的及び業務内容に関する理解や知識が十分にあるか。 | | １０点 |
| ２ | 提案内容の妥当性及び充実度 | （１）研修業務 | ・研修体系の策定に係る基本的な考え方  が示されているか。  ・体系に基づく研修の講座名称、講座内  容、実施予定時期、募集人員、予定講師、  予定会場、受講料その他必要な項目が具体  的に提案されているか。  ・研修業務の効果的な広報・周知方策が具  体的に提案されているか。 | ２５点 |
| （２）相談業務 | ・相談窓口の開設時間帯、人員配置体制、相談体制は業務遂行にあたり適切か。  ・市町村（地域包括支援センター等）や福祉・介護の職能団体との連携方策及び事業の周知方策が具体的に提案されているか。  ・相談窓口以外での府民の相談に応じる手法が具体的に提案されているか。 | ２０点 |
| （３）福祉用具等に関する情報提供業務 | ・府民が福祉用具等に関する情報を容易に取得するための常設展示場の活用方法が具体的に提案されているか。  ・展示場の場所、面積、展示レイアウト、開設時間帯、展示場の福祉用具等の種類・品名・メーカー名・型番・個数は適切か。  ・府民や学校の生徒等を対象とした福祉用具等の情報提供手法が具体的に提案されているか。 | ２０点 |
| ３ | 実施体制  スケジュール | ・実現可能かつ事業効果を最大限に発揮できる体制、スケジュールとなっているか。 | | １０点 |
| ４ | 府施策への協力 | ・常用雇用労働者43.5人以上の場合、法定雇用障がい者数を超える障がい者を雇用しているかどうか。または、常用雇用労働者43.5人未満の場合、１人以上障がい者を雇用しているかどうか。 | | ３点 |
| ・ひとり親家庭の親または、生活困窮者自立相談支援機関利用者を雇用しているかどうか。 | | ２点 |
| ５ | 価格点 | 価格点の算定式  満点(１０点)×提案価格のうち最低価格／自社の提案価格 | | １０点 |
| 合計 | | | | １００　点 |

(3) 審査結果

　ア　契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択に関わらず、応募いただいた全応募者に通知します。

イ　選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を福祉人材・法人指導課ホームページ（<https://www.pref.osaka.lg.jp/houjin/teiankoubo/index.html>）において公表します。応募者が２者であった場合の次点者の得点は公表しません。

1. 最優秀提案事業者及び契約交渉の相手方と評価点

＊品質点及び価格点を配点した場合の価格点・提案金額

② 全提案事業者の名称　＊申込順

③ 全提案事業者の評価点　＊得点順 内容は①に同じ

④ 最優秀提案事業者の選定理由　＊講評ポイント

⑤ 選定委員会委員の氏名及び選任理由

⑥ その他（最優秀提案事業者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由）

(4) 審査対象からの除外（失格事由）

　　　次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講じることとします。

　　ア　選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

　　イ　他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

　　ウ　事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。

　　エ　応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。

　オ　その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

**８　契約手続きについて**

(1)　契約交渉の相手方に選定された者と大阪府との間で協議を行い、契約を締結します。

(2) 契約金額の支払いについては、精算払いとします。

(3) 契約に際して、暴力団排除措置規則第８条第１項に規定する誓約書（様式９）を提出いただきます。誓約書を提出しないときは、大阪府は契約を締結しません。

(4)　契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間におい

て、暴力団排除措置規則第３条第１項に規定する入札参加除外者、同規則第９条第１項に規定する誓約書違反者又は同規則第３条第１項各号のいずれかに該当したと認められるときは、契約を締結しません。

（5）　契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、次のア又はイのいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがあります。

ア　大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者

イ　府を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けた者

(6) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の５以上の額の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができます。

ア　国債又は地方債。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額による。

イ　政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の８割に相当する金額による。

ウ　銀行又は大阪府が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第３条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下この項において同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において、提供される担保の価値は小切手金額による。

エ　銀行又は大阪府が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。この場合において、提供される担保の価値は手形金額による。

オ　銀行又は大阪府が確実と認める金融機関に対する定期預金債権。

この場合において、提供される担保の価値は当該債権の証書に記載された債権金額による。

カ　銀行又は大阪府が確実と認める金融機関の保証。この場合において、提供される担保の価値は保証書に記載された保証金額による。

(7)　(6)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除します。

ア　この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の100分の５以上）を締結したとき。この場合においては、契約相手方は履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を大阪府に寄託しなければならない｡

イ　大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号）第68条第３号に該当する場合における契約相手方からの契約保証金免除申請書の提出（国、地方公共団体、独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人又は沖縄振興開発金融公庫と同種類及び同規模（当該契約金額の７割以上）の契約履行実績が過去２年間で２件以上ある場合で、かつ、不履行がないと認めるとき）。

ウ　大阪府財務規則第68条第６号に該当する場合。

**９　その他**

応募提案にあたっては、大阪府公募型プロポーザル方式実施基準、公募型プロポーザル方式応募提案・見積心得、公募要領、仕様書等を熟読し遵守して下さい。